

# 第1章 計画策定の趣旨

## 第1節 計画見直しの目的

現代においては、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会を形成し、地球環境に様々な問題を引き起こしていることから、環境への負担ができるだけ低減されて「循環型社会」への転換が求められている。このことは、単に燃やして埋める処理から、トータル視点でのごみの減量化と適正処理への転換が求められており、3R（発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle））の取組による各種施策が必要とされている。

国では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という）第5条の2第1項の規定に基づく基本方針が平成28年1月に変更され、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）第3条第1項の規定に基づく基本方針が平成27年7月に変更された。これを踏まえ、第四次循環型社会形成推進計画が平成30年6月に閣議決定された。

石巻市（以下「本市」という。）では、一般廃棄物処理事業としてごみ及びし尿の処理業務を行いながら、多様化するごみ処理行政のあり方に対して適宜施策を講じ、平成27年度に「石巻市一般廃棄物処理基本計画」（以下、「本計画」という。）を策定したところである。

令和元年東日本台風によって発生した災害廃棄物の処理や、新型コロナウイルスによって起こりうる問題、「食品ロスの削減の推進に関する法律」の施行（令和元年10月）、「持続可能な開発目標（SDGs）」を踏まえプラスチックの資源循環を総合的に推進するプラスチック資源循環戦略（令和元年5月）に対しても取り組む必要がある。

また、本市では令和2年7月に国から「SDGs 未来都市」に選定され、同年8月に「SDGs 未来都市計画」を策定しており、本計画においても廃プラの分別回収や食品ロスの削減等、新たな施策を実施していく必要がある。

今回、一般廃棄物処理基本計画では、本市を取り巻く社会動向や廃棄物を巡る国内外の社会情勢に応じ、今後ごみの減量と分別・リサイクルをさらに推進するため、ごみ処理基本計画の前期目標の達成状況を検証し、本市が抱える課題の対応に向け、必要な見直しを行う。

**【一般廃棄物】**

廃棄物処理法において産業廃棄物としてあげられているもの以外の廃棄物をいう。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は、一般家庭の日常生活に伴って生じる「家庭系ごみ」と、商店、オフィス、飲食店等の事業活動によって生じる「事業系ごみ」に分類される。

**【産業廃棄物】**

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物処理法と同法施行令で20種類が指定されたものを産業廃棄物としている。指定された20種類は、①燃えがら、②汚泥、③廃油、④廃酸、⑤廃アルカリ、⑥廃プラスチック、⑦紙くず、⑧木くず、⑨繊維くず、⑩動物性残さ、⑪動物性固形不要物、⑫ゴムくず、⑬金属くず、⑭ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、⑮鉱さい、⑯がれき類、⑰動物のふん尿、⑱動物の死体、⑲ばいじん類、⑳上記19種類の産業廃棄物を処分するために処理したものとなる。

**【減量化】**

施策により、ごみ総排出量を減少させること。

**【循環型社会】**

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして、資源・エネルギーを循環的に利用する社会形成を目指した概念。循環型社会形成推進基本法では、第一に製品等が廃棄物等になることを抑制すること、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用すること、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。

**【SDGs】**

平成27年9月の国連サミットにおいて、全会一致で採択された国際目標。持続可能な世界を実現するための17ゴール等から構成されている。

**【リサイクル（再資源化）】**

廃棄物を再利用すること。原材料として再利用するマテリアルリサイクル（再生利用）、焼却して熱エネルギーを回収するサーマルリサイクル（熱回収）がある。

マテリアルリサイクルとは、回収されたごみを製品・素材化すること。「材料リサイクル」と「ケミカルリサイクル」の2つに分けられる。材料リサイクルは紙から紙に利用するなど、材料としてそのまま利用するためのリサイクル。ケミカルリサイクルは何らかの化学的プロセスによるリサイクル（プラスチックの油化等）。

サーマルリサイクルとは、ごみの焼却時に発生する熱を利用して発電を行うなど、熱を回収することによりリサイクルを図ること。

## 第2節 計画の位置付け

「廃棄物処理法」第6条第1項の規定により、「市町村は当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（一般廃棄物処理計画）を定めなければならない」とされている。

一般廃棄物処理計画は、一般廃棄物処理の主要な柱となる長期計画である「一般廃棄物処理基本計画」と、基本計画に基づき各年度ごとに定める「一般廃棄物処理実施計画」から構成される（図1-2-1参照）。また、基本計画と実施計画はそれぞれ、ごみ処理に関する計画及び生活排水処理に関する計画から構成されている。

本計画は、本市が長期的・総合的視野に立って、ごみ処理及び生活排水処理を将来にわたり適正かつ計画的に行うため、一般廃棄物の排出抑制、減量化・再生利用の推進、収集・運搬、中間処理及び最終処分に至る全てを包含するものである。

また、基本計画は10～15年の長期計画とし、概ね5年ごとに改訂するほか、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合にも見直しを行うことが適切であるとされている。

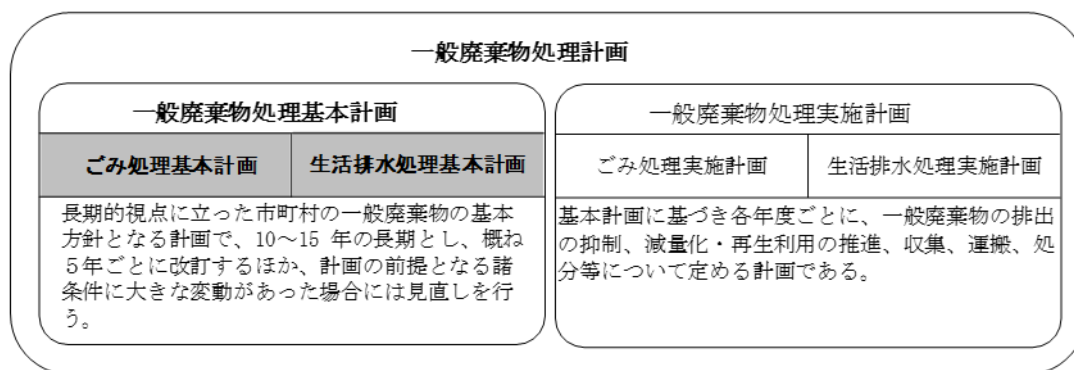


図1-2-1 一般廃棄物処理計画の構成

### 【中間処理】

収集したごみの焼却、不燃ごみの破砕、選別などにより、できるだけごみの体積と重量を減らし、最終処分場に埋め立てた後も環境に悪影響を与えないように処理すること。さらに、鉄やアルミ、ガラスなど再生資源として利用できるものを選別回収し、有効利用する役割もある。中間処理施設としては焼却施設（熔融施設含む）、リサイクル施設、し尿処理施設が該当する。

### 【最終処分】

再使用や再資源化できないごみや、中間処理後の残渣などを埋立処分すること。埋立処分を行う施設を最終処分場といい、一般廃棄物を埋め立てるものを一般廃棄物最終処分場という。

### 第3節 計画目標年次

当初計画は長期的展望に立った計画であることから、計画策定年の翌年度(平成28年度)を初年度とし、5年後の令和2年度を中間目標年次、10年後の令和7年度を計画目標年次と設定しており、本計画では、令和2年度における見直しとし、令和3年度から令和7年度までの5年間の計画とする。

計画目標年次 = 令和7年度

なお、諸条件に大きな変動があった場合は、適宜見直しを行うものとする。また、各種年間値のデータは令和元年度分を最新版として整理する。

表 1-3-1 本計画の計画期間

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
策定年度	◆										
計画期間		▶									
計画目標											◆
中間目標						◆					
見直し年度						◆					

## 第 4 節 基本計画策定の検討手順

ごみ処理基本計画及び生活排水処理基本計画の策定の検討手順を図 1-4-1 に示す。

計画策定にあたっては、「石巻市総合計画」をはじめとする各種関連計画を踏まえて行うものとする。

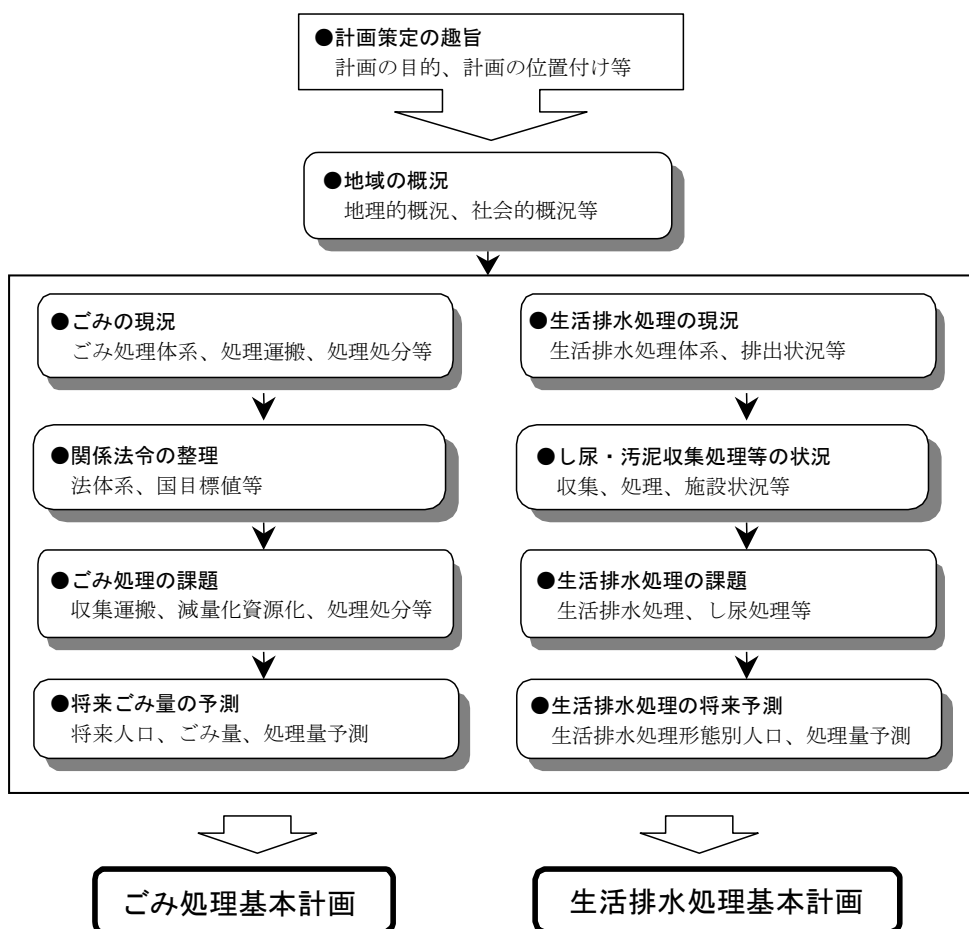


図 1-4-1 一般廃棄物処理基本計画策定の手順